

別表七（一）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第57条第2項から第4項まで《欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「1」から「3」までの各欄の内書には、法第64条の7第2項《欠損金の通算》に規定する特定欠損金額を記載します。
- 3 「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額1」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該事業年度が法第57条第8項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の7第2項第1号に規定する最初通算事業年度である場合には、別表七(二)「14」の金額を記載します。
 - (2) 当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第57条第9項又は令和2年改正法附則第20条第4項《欠損金の繰越しに関する経過措置》の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項《特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用》に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額（法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例》の規定の適用があるものを除きます。）は、記載しません。
- 4 「被合併法人等の未処理欠損金額2」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 法第57条第7項各号に掲げる欠損金額は、記載しません。
 - (2) 当該法人が法第57条の2第1項に規定する欠損等法人である場合における同条第2項第1号に掲げる欠損金額（法第58条の規定の適用があるものを除きます。）は、記載しません。
- 5 当該法人との間に法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が2以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額3」の欄中「(2)」とあるのは、「((2)を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」として記載します。
- 6 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載します。ただし、令第112条の2第6項《通算完全支配関係に準ずる関係等》の他の内国法人の法第57条第2項に規定する未処理欠損金額、令第112条の2第7項の通算法人の法第57条第4項各号列記以外の部分に規定する欠損金額及び法第58条の規定の適用がある欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しません。
- 7 「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第112条第5項第1号《適格合併等による欠損金の引

継ぎ等) (同条第11項において準用する場合を含みます。)に掲げる金額を計算する場合に記載します。
この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額9」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額10」の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

8 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額8」の各欄の内書には、令第112条第5項(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七(一)付表二「13」の欄に記載された金額を合計した金額を記載します。この場合において、「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額6」及び「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額12」の各欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「8」の金額から控除して計算します。

9 「特定資産譲渡等損失額11」の欄は、令第112条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合には「((9)-(10))又は」を消し、その他の場合には「又は(別表七(一)付表二「5」)」を消します。

10 令第112条第5項(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する支配関係事業年度以後の事業年度(同条第5項に規定する対象事業年度に限ります。)に法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項若しくは第2項の規定の適用に係るこれらの規定に規定する欠損事業年度((1)及び(2)において「災害欠損事業年度」といいます。)がある場合の記載は、次によります。

(1) 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額6」の欄(当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。)の記載に当たっては、当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第5項において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額(法第80条第13項の規定の適用がある場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額とされたもの)を「8」の金額から控除して計算します。

(2) 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額12」の欄(当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。)の記載に当たっては、当該災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「8」の金額から控除して計算します。

11 当該事業年度が法第57条第2項に規定する合併等事業年度である場合には、同項に規定する被合併法人等の最後事業年度(適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度をいいます。以下11において同じです。)の確定申告書に添付された別表七(一)(当該被合併法人等の最後事業年度について修正申告書の提出又は更正で、同表の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合には、当該修正申告書又は当該更正に係る更正通知書(国税通則法第28条第2項《更正又は決定の手續》)に規定する更正通知書をいいます。)のうち、最も新しいものに添付された同表又は同表の各欄に記載すべき金額が記載された書類)の写しを添付します。